

○こうち人づくり広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

平成14年12月 1 日

条 例 第 1 1 号

改正	平成19年 2 月13日	条例第 2 号
改正	平成21年 2 月24日	条例第 1 号
改正	平成22年 2 月24日	条例第 1 号
改正	平成23年 2 月21日	条例第 1 号
改正	平成26年 2 月26日	条例第 1 号
改正	平成28年 2 月26日	条例第 1 号
改正	平成29年 2 月28日	条例第 1 号
改正	令和 2 年 2 月21日	条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第 5 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の定義)

第 2 条 この条例において職員とは、こうち人づくり広域連合職員の給与に関する条例（平成14年こうち人づくり広域連合条例第16号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける者をいう。

(1 週間の勤務時間)

第 3 条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38時間45分とする。

2 地方公務員法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15時間30分から 31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

3 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、前 2 項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、広域連合長の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第 4 条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの 5 日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 7 時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(週休日及び勤務時間の割振りの特例)

第5条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、広域連合長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割で週休日を設ける場合には、この限りでない。

（週休日の振替等）

第6条 任命権者は、職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第4条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（勤務日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間）

第7条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

- 2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下の場合において、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、規則の定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。
- 3 第1項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、規則の定めるところにより、一斉に与えないことができる。

（休息時間）

第7条の2 任命権者は、第5条第1項に規定する職員について、同項の規定による勤務時間のうちに、規則の定めるところにより、休息時間を置くものとする。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第8条 任命権者は、広域連合長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては、労働基準監督署長）の許可を受けて、第3条から第6条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

- 2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第9条 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であつて、規則で定めるもの

2 前項の規定は、第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（次条第3項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子を養育する」とあるのは、「第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第10条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次頁において同じ）をさせてはならない。

3 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親で

あるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第3項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

- 5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

（時間外勤務代休時間）

第10条の2 任命権者は、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。以下「県給与条例」という。）第15条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に変わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。（第12条第1項に規定する休日及び代休日を除く。））に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休日）

第11条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

（休日の代休日）

第12条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第10条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休暇の種類)

第13条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇とする。

(年次有給休暇)

第14条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とし、1日又は1時間（再任用短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、1時間）を単位として与えるものとする。ただし、特に必要と認められる場合として規則で定める場合においては、規則で定める単位により与えることができる。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）
 - (2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となったもの その年の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数
 - (3) 当該年の前年において国家公務員、地方公務員（職員は除く。）又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「国家公務員等」という。）であった者で、引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員 国家公務員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数
- 2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第15条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間は、規則で定める。

(特別休暇)

第16条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とし、その期間は、規則で定める。

(介護休暇)

第17条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間

(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇の間は、その勤務しない1時間につき、県給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(介護時間)

第17条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、県給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(病気休暇等の承認)

第18条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(組合休暇)

第19条 組合休暇は、職員が任命権者の許可を得て、正規の勤務時間中に給与の支給を受けずに登録された職員団体の業務に従事する場合における休暇とする。

2 任命権者は、職員が登録された職員団体の規約に定める機関で規則で定めるものの構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で、当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限り、組合休暇を与えることができる。

3 組合休暇は、一の年において30日を超えない範囲内で、1日又は1時間を単位として与えるものとする。ただし、特に必要と認められる場合として規則で定める場合においては、規則で定める単位により与えることができる。

4 組合休暇の間は、その勤務しない1時間につき、県給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(会計年度任用職員の勤務時間等)

第20条 地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員の勤務時間、休日及び休暇については、この条例の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して任命権者が定める。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年12月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月13日条例第2号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月24日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 2 月24日条例第 1 号）

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 2 月21日条例第 1 号）

附 則

（施行期日）

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第 1 条の規定による改正前のこうち人づくり広域連合職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 4 号の規定により職員が申し出た計画は、施行日以後は、それぞれ第 1 条の規定による改正後のこうち人づくり広域連合職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 4 号の規定により職員が申し出た計画とみなす。
- 3 この条例の施行日以後の日を早出遅出勤務開始日とする第 2 条の規定による改正後のこうち人づくり広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 9 条の規定による請求、施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする同条例第 10 条第 2 項の規定による請求又は同条第 3 項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日以後の日を早出遅出勤務開始日とする第 2 条の規定による改正後のこうち人づくり広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 9 条の規定による請求、施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする同条例第10条第 2 項の規定による請求又は同条第 3 項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 17 条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この条において単に「初日」という。）から起算して 6 月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 17 条第 1 項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して 6 月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。